

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第 8 3 9 号

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）3 月 9 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

道路，水路及び準用河川の境界確定に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）2 月 2 2 日付けで諮問（第 8 3 9 号）された道路，水路及び準用河川の境界確定に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

平成 2 9 年 1 月 1 3 日付けで，横浜地方裁判所裁判所書記官から，民事訴訟法第 2 2 6 条の規定に基づき，道路管理課で管理する道路境界査定申請書について文書の送付を囑託された。

民事訴訟法第 2 2 6 条の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務づけられている場合に該当せず，実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため，道路境界査定申請書の情報を目的外提供すること，及びそのことの本人通知を省略することについて，藤沢市個人情報の保護に関する条例第 1 2 条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 道路境界査定申請書を目的外提供することについて

#### ア 目的外に提供する個人情報

道路境界査定申請書（整理番号 A - 8 3 0 ）及び承諾書に記載のうち，藤沢

三丁目の2筆の土地所有者及び立会人の住所，氏名，電話番号，地番，印影（計4名）

イ 目的外に提供する相手方

横浜地方裁判所裁判所書記官

ウ 目的外提供の根拠規定

民事訴訟法226条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 送付嘱託の法的位置づけ

裁判所が根拠とする民事訴訟法第226条は「書証の申出は，第219条の規定にかかわらず，文書の所持者にその文書の送付を嘱託することができる」としており，その嘱託に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件は，横浜地方裁判所裁判所書記官が事件の真実発見のために当該文書が必要と判断したために行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。また，裁判を公正かつ迅速なものにするために提供するものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の文書送付嘱託の具体的な申し立て理由について，横浜地方裁判所裁判所書記官に問い合わせたところ，

(a) 昭和61年当時に道路との官民境界を確定した際の土地の所有者

(b) 境界を確認した立会人が所有者本人なのか，代理人なのか

(c) 代理人が立ち会っていた場合，その代理人は誰なのか

の三点において，被告と原告の主張に相違があるとのことでした。その相違について検証するためには 本件の照会に応じる必要があると判断したため。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，当該個人情報の帰属者全員に通知をおこなうことによって，裁判に支障，影響が出る可能性があるため，本人通知は省略することが合理的であると判断した。

(4) 提出書類

ア 送付嘱託書

イ 道路境界査定申請書 承諾書

ウ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

今回の照会の具体的な必要性について横浜地方裁判所書記官に問い合わせたところ，

(ア)昭和61年当時に道路との官民境界を確定した際の土地の所有者  
(イ)境界を確認した立会人が所有者本人なのか、代理人なのか  
(ウ)代理人が立ち会っていた場合、その代理人は誰なのか  
の三点において、被告と原告の主張に相違があるとのことでした。その相違について検証するためには、本件の照会に応じる必要があると判断したため、  
とのことであった。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。当該個人情報の帰属者全員に通知をおこなうことによって、裁判に支障、影響が出る可能性があるため、本人通知は省略することが合理的であると判断したとのことである。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上